

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光地形成促進地域の要件等（第六条―第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条―第十二条）</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進地域の要件（第十三条）</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等（第十四条―第二十四条）</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条―第二十七条）</p> <p>第六節 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例に係る特定業種（第二十八条）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十一条）</p> <p>第五章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定情報通信事業）</p> <p>第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光地形成促進地域の要件等（第六条―第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条―第十二条）</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進地域の要件（第十三条）</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等（第十四条―第二十四条）</p> <p>第五節 金融業務特別地区の要件等（第二十五条―第二十七条）</p> <p>第六節 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例に係る特定業種（第二十八条）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十一条）</p> <p>第五章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定情報通信事業）</p> <p>第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電</p>

子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であつて、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

二 電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。次号において同じ。）のうち、インターネット接続サービスを行うもの

三 電気通信事業のうち、電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を介して、前号の事業を行う者の電気通信設備を相互に接続するもの

四 移動端末設備（電気通信事業法第三十三条第一項に規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備に係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を發揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業

五 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

六 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であつて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であつて、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

二 電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。次号において同じ。）のうち、インターネット接続サービスを行うもの

三 電気通信事業のうち、電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号及び第十一条第二項第三号へにおいて同じ。）を介して、前号の事業を行う者の電気通信設備を相互に接続するもの

（新設）

四 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

五 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であつて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

(国際物流拠点産業)

第四条の二 法第三条第十一号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 道路貨物運送業
- 二 倉庫業
- 三 こん包業
- 四 卸売業
- 五 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）
- 六 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）
- 七 不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）
- 八 製造業
- 九 航空機整備業

(特定国際物流拠点事業)

第五条 法第三条第十二号の政令で定める事業は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事業とする。

(削る)

(国際物流拠点産業)

第四条の二 法第三条第十一号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 道路貨物運送業
 - 二 倉庫業
 - 三 こん包業
 - 四 卸売業
 - 五 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）
 - 六 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）
 - 七 不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）
 - 八 製造業
- (新設)

(特定国際物流拠点事業)

第四条の三 法第三条第十二号の政令で定める事業は、前条第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事業とする。

(金融業に係る業務)

第五条 法第三条第十四号の政令で定める業務は、次に掲げる事業に係る業務とする。

- 一 銀行業、無尺業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- 二 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業
- 三 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合

第二章 産業の振興

第二節 情報通信産業振興地域の要件等

(情報通信産業振興地域の要件)

第九条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 経済的社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。
- 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。
- 三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（次条において「研究施設等」という。）が存在すること。

(情報通信産業特別地区の要件)

第十条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。

連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業

- 四 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- 五 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- 六 信託業又は信託契約代理業
- 七 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- 八 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

第二章 産業の振興

第二節 情報通信産業振興地域の要件等

(情報通信産業振興地域の要件)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 経済的社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。
- 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。
- 三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（次条において「研究施設等」という。）が存在すること。

(情報通信産業特別地区の要件)

第十条 法第二十九条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。

二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

(事業認定の要件等)

第十一条 法第三十条第一項の政令で定める数は、五人とする。
2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 提出情報通信産業振興計画(法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。)に定められた情報通信産業特別地区(法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。)の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

三 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務

ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務

四 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定

二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

(事業認定の要件等)

第十一条 法第三十条第一項の政令で定める数は、十人とする。
2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 情報通信産業特別地区の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

三 当該法人の事業所であつて情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務

ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務

四 当該法人の事業所であつて情報通信産業特別地区の区域外

められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条 法第三十条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなつたとき又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

（国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）

第十六条 法第四十三条第一項（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）の区域

にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条 法第三十条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき、その常時使用する従業員の数が十人に満たなくなつたとき又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

（国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）

第十六条 法第四十三条第一項（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、国際物流拠点産業集積地域の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可（以下単に「総合保税地域の許可」という。）

内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可（以下単に「総合保税地域の許可」という。）を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。

2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第八号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの

（認定の失効）
第十九条 事業認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

（を）を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。

2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第八号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの

（認定の失効）
第十九条 事業認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 第十六条第一項に規定する者として事業認定を受けた者（第三号及び次条第一号において「一項認定事業者」という。）又は第十六条第二項第一号に該当する者として事業認定を受けた者（第三号及び次条第二号において「一号認定事業者」という。）が受けた認定事業に係る総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可（関税法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。）が失効したとき。

二 第十六条第二項第二号に該当する者として事業認定を受けた者（第四号及び次条第三号において「二号認定事業者」という。）が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定（法第四十三条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）が失効し、又は取り消されたとき。

三 一項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ごとに主務大臣が財務大臣に協議して定める日（次号において「指定日」という。）までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき（一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあつては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしなかったとき。）。

四 認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内（二号認定事業者（当該事業認定を受けた日後その者が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定に係る指定日までの期間が一年を超える場合に限る。）にあつては、当該指定日までの間）に認定事業を開始しなかったとき。

五 認定事業者が認定事業を休止した日後一年以内に当該認定事業を再開しなかったとき。

六 認定事業者が認定事業を廃止したとき。

2 | 主務大臣は、前項の規定により事業認定の効力が失われたと

一 第十六条第一項に規定する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一項認定事業者」という。）又は第十六条第二項第一号に該当する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一号認定事業者」という。）が受けた認定事業に係る総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可（関税法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。）が失効したとき。

二 第十六条第二項第二号に該当する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「二号認定事業者」という。）が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定（法第四十三条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）が失効し、又は取り消されたとき。

三 一項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ごとに主務大臣が財務大臣に協議して定める日（次号において「指定日」という。）までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき（一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあつては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしなかったとき。）。

四 認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内（二号認定事業者（当該事業認定を受けた日後その者が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定に係る指定日までの期間が一年を超える場合に限る。）にあつては、当該指定日までの間）に認定事業を開始しなかったとき。

五 認定事業者が認定事業を休止した日後一年以内に当該認定事業を再開しなかったとき。

六 認定事業者が認定事業を廃止したとき。

（新設）

きは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

(特別事業認定の要件等)

第二十一条 法第四十四条第一項の政令で定める数は、十五人とする。

2 法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにあって、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

三 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

四 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五 当該法人の事業所であつて提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ 第四条の二第二号、第三号、第六号及び第九号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
(2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
(3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締

(特別事業認定の要件等)

第二十一条 法第四十四条第一項の政令で定める数は、二十人とする。

2 法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにあって、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

三 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

四 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五 当該法人の事業所であつて国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ 第四条の二第二号、第三号及び第六号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
(2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
(3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締

- 結の勧誘を行う業務
- (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- ロ 第四号の二第五号に掲げる業務に付随する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務
- 第四号の二第五号に掲げる業務 次に掲げる業務
- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ハ 第四号の二第八号に掲げる業務 次に掲げる業務
- (1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
- (4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
- (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- 六 (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務
- 当該法人の事業所であつて国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二條 法第四十四條第一項の認定（以下「特別事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏

- 結の勧誘を行う業務
- (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- ロ 第四号の二第五号に掲げる業務に付随する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務
- 第四号の二第五号に掲げる業務 次に掲げる業務
- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ハ 第四号の二第八号に掲げる業務 次に掲げる業務
- (1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
- (4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
- (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- 六 (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務
- 当該法人の事業所であつて国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二條 法第四十四條第一項の認定（以下「特別事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏

名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2| 特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3| 特別事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなつたとき又は前条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

(特別事業認定の失効)

第二十三条 特別事業認定は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業認定が失効し、若しくは取り消されたとき又は第二十一条第二項第一号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、その効力を失う。

2| 沖縄県知事は、前項の規定により特別事業認定の効力が失われたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第二十四条 削除

名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

2| 特別事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が二十人に満たなくなつたとき又は前条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特別事業認定の失効)

第二十三条 特別事業認定は、国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業認定が失効し、若しくは取り消されたとき又は第二十一条第二項第一号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、その効力を失う。

(新設)

(除外される施設等)

第二十四条 法第四十五条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体が使用する管理用施設
- 二 沖縄地区税関長が総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可を行った施設等(沖縄地区税関長が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出を受理した施設等を含む)
- 三 国際物流拠点産業集積地域の区域内で事業を行う者が使用する事務所
- 四 前三号に定めるもののほか、沖縄地区税関長が関税法の適

第五節 経済金融活性化特別地区の要件等

(経済金融活性化特別地区の要件)

- 第二十五条 法第五十五条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 労働力の確保が容易であること。
 - 二 輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること。
 - 三 沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること。
 - 四 経済的社会的条件からみて経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められること。

(事業認定の要件等)

- 第二十六条 法第五十六条第一項の政令で定める数は、五人とする。
- 2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 事業計画が適切であると認められること。
 - 二 業務の運営が適正に行われることが確実と認められること。
 - 三 役員のうち金融関係法令その他の内閣府令で定める法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者がいないこと。

2 正な実施を確保する上で必要と認め指定する施設等
沖縄地区税関長は、前項第四号の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする施設等の管理者及び主務大臣に協議しなければならない。その変更をしようとするときも、同様とする。

3 沖縄地区税関長は、第一項第四号の指定又はその変更をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第五節 金融業務特別地区の要件等

(金融業務特別地区の要件)

- 第二十五条 法第五十五条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 労働力の確保が容易であること。
 - 二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
 - 三 金融業務の事業の用に供する土地の確保が容易であること。
 - 四 金融業務特別地区の指定により金融業務の集積を促進することが沖縄県の均衡ある発展に資すると認められること。

(事業認定の要件等)

- 第二十六条 法第五十六条第一項の政令で定める数は、十人とする。
- 2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 事業計画が適切であると認められること。
 - 二 業務の運営が適正に行われることが確実と認められること。
 - 三 役員のうち金融関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者がいないこと。

四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにあって、その設立の後、十年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画（法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。）に属する事業を営むものであること。

六 経済金融活性化特別地区の区域（その周辺の地域を含む。）の就業人口の増加に寄与することが見込まれるものとして内閣府令で定める要件に該当するものであること。

七 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること。

八 その事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しいものとして内閣府令で定める事業を行わないものであること。

第二十七条 法第五十六条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で

四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにあって、その設立の後、十年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

五 金融業務特別地区の区域内においては、専ら金融業務を営むものであること。

六 当該法人の事業所であつて金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が販売する商品又は提供する役務に関する調査を行う業務

ロ イに掲げる業務に付随して行う業務

七 当該法人の事業所であつて金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいづれが多い数以下であること。

第二十七条 法第五十六条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び金融業務に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書及び内閣府令で定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で

定めるところにより、あらかじめその旨を沖繩県知事に届け出なければならぬ。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなつたとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいづれかに該当しなくなつたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖繩県知事に届け出なければならぬ。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第三十七条 第十七条、第十八条、第十九条第一項第三号及び第二項並びに第二十八条第二十五号における主務大臣は、内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

2 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 第二条第六号、第十一条第二項第一号及び第十二条における主務省令は、内閣府令・総務省令・経済産業省令
- 二 第四条第八号、第四条の二第七号、第十七条、第十八条、第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第二十二條における主務省令は、内閣府令・経済産業省令

定めるところにより、あらかじめその旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき、その常時使用する従業員の数が十人に満たなくなつたとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第七号までに規定する要件のいづれかに該当しなくなつたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第三十七条 この政令における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第十二条第一項の規定による提出、同条第二項の規定による届出及び同条第三項の規定による届出に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣
- 二 第十七条の規定による提出、第十八条の規定による届出、第十九条第三号の規定による協議、第二十二條第一項の規定による提出、同条第二項の規定による届出、第二十四條第二項の規定による協議及び第二十八條第二十五号の規定による指定に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

三 第二十七條第一項の規定による提出、同条第二項の規定による届出及び同条第三項の規定による届出に関する事項については、内閣総理大臣

2 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 第二条第五号、第十一条第二項第一号及び第十二条における主務省令は、内閣府令・総務省令・経済産業省令
- 二 第四条第八号、第四条の二第七号、第十七条、第十八条、第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第二十二條における主務省令は、内閣府令・経済産業省令